

議案第 82 号

小松島市印鑑条例の一部を改正する条例について

小松島市印鑑条例（平成 4 年小松島市条例第 25 号）の一部を別紙の
ように改正する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市印鑑条例の一部を改正する条例

小松島市印鑑条例（平成4年小松島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「印鑑登録証明」を「印鑑登録証明書」に、「申請」を「交付申請」に改め、同条中「受けようとする者」の次に「又はその代理人」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたものをいう。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたものをいう。）を利用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第18条第1号及び第2号中「印鑑登録証」を「第16条第1項の規定による申請において、印鑑登録証」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第16条第2項の規定による申請において、暗証番号が正しく入力されなかったとき又は公的個人認証法第38条第1項の規定による利

用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認ができないとき。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第16条の改正規定（同条に1項を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。